

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年2月10日

建設部道路管理課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 県単道路橋梁維持（舗装修繕）事業 道路パトロール支援システム運用業務

(2) 業務の目的

本業務は、長野県が管理する道路において、各建設事務所が運用する道路パトロール車にスマートフォン等の車載カメラを搭載して、パトロール日誌の作成支援や、路面状況の撮影を行いその画像データからAI技術を活用して路面その他道路施設の損傷状況を解析し、劣化状況の把握を可能とするシステムを運用し、安全で円滑な交通の確保及び道路施設の維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的とする。

(3) 業務内容

別途提示する「令和7年度 県単道路橋梁維持（舗装修繕）事業 道路パトロール支援システム運用業務 特記仕様書（以下仕様書という）」に定義される仕様要件を満たすシステムの運用を行う。

○道路パトロール支援システム運用業務 一式

○AI解析による路面診断 一式

(4) 仕様等

別添仕様書のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

1) 提案者の実績等（業務実績等）

①実績（会社）

②配置予定技術者

2) 費用（費用の妥当性）

システム運用業務にかかる総費用

3) 企画力（企画提案書の的確性）

①本業務の目的を踏まえた企画提案の明確化

②導入スケジュール

③システムの構成

4) 基本事項（企画提案書の内容）

- ①パトロール日誌作成の効率化
- ②計測機器の精度
- ③AI解析による損傷状況の検出
- ④計測データの活用
- ⑤システムの運用支援及び保守体制

5) 提案者の技術力及び意欲

プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断

- (6) 業務の実施場所 県内一円
- (7) 履行期間 契約日の翌日から令和10年3月31日まで
- (8) 費用の想定額 概ね65,000千円（税抜）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) スマートフォン等の機器で撮影した路面画像をAI解析により診断する路面簡易点検の実績を有していること。

※本項目における実績とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成21年4月1日から公告日の前日までに完了した業務が該当します。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。

- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
- ① 同種又は類似業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 〒380-8570 | 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 |
| | 長野県建設部道路管理課維持舗装係 |
| 電 話 | 026-235-7302 |
| メール | michikanri-i@pref.nagano.lg.jp |

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
- ① 提出期限 令和7年2月20日（木）
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は、持参の場合午前9時から午後5時まで）
 - ② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）
 - ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに道路管理課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項
- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により道路管理課長から通知します。
 - ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により道路管理課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
 - ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (8) その他の留意事項
- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 公告の日から令和7年3月4日(火)まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 道路管理課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年3月7日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付期間 公告の日から令和7年3月4日(火)まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年3月11日(火)
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)
 - ③ 提出部数 持参、郵送の場合は2部
 - ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに道路管理課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、必ず到達したことを電話で3(4)の担当課に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

| 評価項目 | 評価事項 | 評価内容 | 配点 | |
|---------------|---------------------------------|---|--|----|
| 1 提案者の実績等 | 業務実績等 (10点) | 実績（会社） | ・同種業務の実績があるか | 5 |
| | | 配置予定技術者 | ・同種業務に携わった経験のある技術者を配置可能か | 5 |
| 2 費用 | 費用の妥当性（10点） | システム運用業務に係る総費用 | ・事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、業務を実施するのに妥当なものとなっているか | 10 |
| 3 企画力 | 企画提案書の 的的確性 (20点) | 本業務の目的を踏まえた企画提案の明確化 | ・委託業務の趣旨を理解し、提案者の基本方針、方向性が示されているか | 10 |
| | | 導入スケジュール | ・打合せ、操作説明等本運用までの作業に関するスケジュールが明確に示されているか | 5 |
| | | システムの構成 | ・システムの構成や概要が具体的に示されており、本業務に適切に対応できる構成となっているか | 5 |
| 4 基本事項 | 企画提案書の内容 (50点) | パトロール日誌作成の効率化 | ・仕様要求性能が標準またはカスタマイズにより実現できるか | 5 |
| | | 計測機器の精度 | ・公的機関や国土交通省等の性能試験で評価を受けているか | 15 |
| | | AI解析による損傷状況の検出 | ・日常のパトロールの効率化につながる基礎データが得られるか | 10 |
| | | 計測データの活用 | ・修繕計画を立案するために必要な情報が得られるか ・ポットホールによる損害賠償低減につながるデータ活用が可能か | 15 |
| | | システムの運用支援及び保守体制 | ・システムの運用支援及び保守体制を確立しているか | 5 |
| 5 提案者の技術力及び意欲 | プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断 (10点) | ・業務に対する理解度、企画提案の表現力、説明の的確さ、業務に対する意欲があるか | 10 | |
| 合計 | | | 100 | |

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの予定日及び場所

令和7年3月17日(月) 長野合同庁舎504会議室(詳細は別途お知らせします)

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により道路管理課長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により道路管理課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、道路管理課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により道路管理課長に対して非選定理由について説明を求められます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により道路管理課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、道路管理課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申し込みに関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。